

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）のご案内

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図る事業主に対して助成します。
助成対象となる「中途採用の拡大」は以下のA・B・Cです。

A 中途採用率の拡大	中途採用率を向上させた事業主に対する助成 (注) 中途採用計画期間前3年間の中途採用率が60%未満の事業所に限ります。
B 45歳以上の方の初採用	45歳以上の労働者を初めて中途採用した事業主に対する助成 (注) これまで45歳以上の方を中途採用したことのない事業所に限ります。
C 情報公表 + 中途採用者数の拡大	中途採用に係る情報の公表を行い、中途採用者数を拡大させた事業主に対する助成

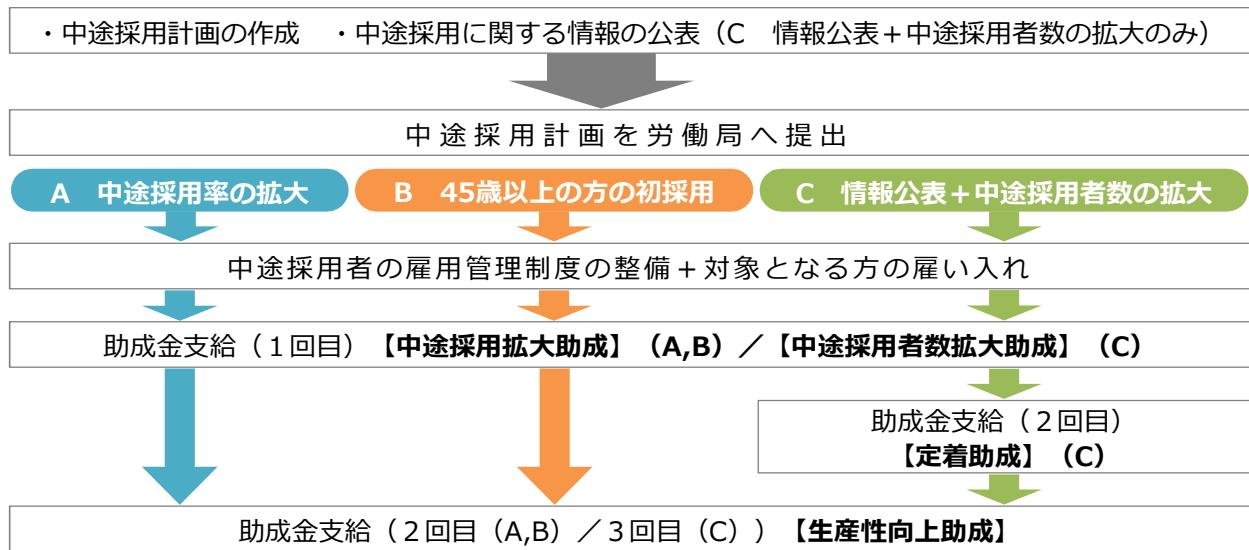
助成額

事業主が講じた措置ごとに、1事業所当たり以下の額を助成します。
※このほか、一定期間後に生産性が向上していた場合は**割増助成があります**！

講じた措置	助成額	
A 中途採用率の拡大 中途採用率の計算方法は裏面参照 ※1	20ポイント以上向上させた場合	40ポイント以上向上させた場合
	50万円	70万円
うちこれまで中途採用を行ったことがない場合	上記に加えて 10万円	
B 45歳以上の方の初採用	60万円または70万円 (60歳以上の方を初採用した場合に70万円を支給)	
C 情報公表 + 中途採用者数の拡大 情報公表の内容は裏面参照 ※2	30万円 (対象者が1年定着した場合は更に 20万円)	

申請の流れ

助成対象となる方を雇い入れる前に、**中途採用計画の作成・提出が必要**です。



※この他にも要件があります。詳細は「中途採用等支援助成金ガイドブック」をご確認ください。
ご不明な点は、お近くの都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

(ガイドブック) (お問い合わせ先)



助成金の対象となる労働者

- ① 申請事業主に中途採用※³により雇い入れられた方であること
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた方であること
- ③ 期間の定めのない労働者（パートタイム※⁴を除く）として雇い入れられた方であること
- ④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣または請負により当該事業所の事業所で就労したことがない方であること
- ⑤ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた方でないこと
- ⑥ 雇い入れ時の年齢が45歳以上であること《「B 45歳以上の方の初採用」の場合のみ》

※3 新規学卒者および新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外をいいます。
ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。

※4 パートタイムとは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比して短い労働者のことをいいます。

※1（表面）中途採用率の拡大

(A)「中途採用率」の計算方法

以下の「(2) - (1)」を20ポイント以上とすることが必要です。

【例】中途採用率を30%から55%とした場合、「25ポイント」となり要件を満たします。

(1)中途採用計画開始日の前日から 過去3年間の中途採用率		$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2)中途採用計画期間終了時の中途採用率		
中途採用計画期間中 に雇い入れた人数	(a) 50人未満	$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
	(b) 50人以上	$\frac{10人 + (\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数} - 10人) \times 2}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

※2（表面）情報公表+中途採用者数の拡大

(C)「情報公表」の内容

次の（ア）～（ウ）について、インターネット等を利用して公表してください。

ア	事業所の直近3事業年度における各年度の、採用した正規雇用労働者の 中途採用率
イ	事業所の直近3事業年度における各年度の、中途採用に関する 定量情報 で、以下のa～cのうち 1項目以上 の情報 <ul style="list-style-type: none"> a 採用した正規雇用労働者の、男女別・年齢階層別の中途採用率 b 採用した正規雇用労働者のうち中途採用者の、公表日時点の定着率（離職率） c その他、採用した正規雇用労働者の中途採用に関する定量情報で、公表することで中途採用に関する環境整備を推進すると認められるもの。 ※他業種・他職種からの転換の割合、就労未経験者の割合、前職が正規雇用労働者以外であった人の割合、中途採用の採用計画など
ウ	事業所の中途採用に関する 定性情報 で、以下のa～dのうち 2項目以上 の情報 <ul style="list-style-type: none"> a 中途採用者に求める人材像や職務内容の詳細 ※必要なスキル・経歴・資格、配属部門、実際の業務内容・業務フロー、応募者に求める志向性・人物像などが具体的に示されているものに限る b 中途採用者の処遇とキャリアパスに関する情報 ※賃金水準、配置転換、勤務地、評価方法と昇格条件、出産・育児・介護・復職などに関する支援制度、休暇その他の福利厚生に関する情報などが具体的に示されているものに限る c 採用後の人材育成に関する情報 ※資格取得に関する支援、研修期間、中長期的な人材育成のロードマップ、実地研修やマンツーマン研修などの具体的な研修内容や方法などが具体的に示されているものに限る d その他、事業所の直近3事業年度における各年度の、採用した正規雇用労働者の中途採用に関する定性情報で、公表することで中途採用に関する環境整備を推進すると認められるもの ※中途採用に関する企業の考え方など